

第7回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和4年1月28日（金）13:30～16:10

【開催場所】TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 315 (WEB 併用)

【出席者】（敬称略）

＜委員長＞

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

＜委員＞

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 郡上市 農林水産部 次長兼林務課課長

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

＜臨時出席＞

伊賀原司 京都府綾部市 林政課 主任

原田宏明 岐阜県恵那市 林政課 課長補佐

安保貴洋 秋田県大館市 林政課 主査

＜林野庁＞

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

安藤竜介 森林利用課 企画係員（森林集積企画班）

＜事務局＞

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上

目次

【開催挨拶】	2
【1. 当面の議題について（第3回からの継続審議）】	2
＜資料1 各論①＞	2
＜資料1 各論②＞	3
＜資料1 各論③＞	3
＜資料1 各論④＞	4
＜資料1 各論⑤＞	5
【2. ケーススタディ（綾部市、大館市、恵那市）】	5
＜資料2の1 ケーススタディ⑤綾部市＞	5
＜資料2の2 ケーススタディ⑥大館市、恵那市＞	15
＜資料3 森林における「管理」と民法上の「管理」概念の整理＞	28
【3. ガイドラインの骨子案について】	37
＜資料4 ガイドラインの骨子案について＞	37
【4. 今後の予定について】	38

【開催挨拶】

中山課長補佐 これから第7回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様に加えまして、臨時出席ということで、京都府綾部市から伊賀原主任、岐阜県恵那市から原田課長補佐、秋田県大館市から安保主査にご出席いただいております。また後ほど、資料の中でご挨拶も兼ねてご発言いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご多忙のところ、どうもありがとうございます。

それではまず、植木委員長から一言お願いいたします。

植木委員長 本日もよろしくお願いいたします。前回は11月の下旬に郡上市で、対面で委員会が開催できたということは、今思えば奇跡的な開催でした。これだけ全国に感染が拡大して、しかも感染者数が、記録的な状況にある。今回も対面でできれば本当はよかったですけども、残念ながら、それが果たせませんでした。ただ、我々としては与えられた任務を淡々と進めていくことに専念して、その結果として、各市町村の担当者にとって、これならいけるというぐらいのガイドライン完成に向けて進めていければと思っています。本日も、そういったことを念頭に入れながら議論を進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【1.当面の議題について（第3回からの継続審議）】

<資料1 各論①>

中山課長補佐 ありがとうございます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず資料1から、前回頂いた意見を反映させたものを、これまでの議論を振り返りながら、確認していただきまして、その後にケーススタディということで綾部市の事例と大館市、恵那市の事例ということで進めて、最後にガイドラインの中身を少し、お話をできたらと思っております。

それでは、まず資料1でございます。当面の議題というところをご覧ください。資料をめくっていただきまして、4ページ目です。優先すべき森林、あるいは合理的な経営管理とはどういうことかというところを、各論を分けて議論してきたところがございます。今回は、この議論の整理とケーススタディをやっていこうというところがございます。

それで、まず各論①でございます。どういった森林を対象としていけばいいのかというラインとして、資料構成ですが、これまで前回の検討委員会のポイントということでまとめていましたのを、いろいろ論点が散らばってまいりましたので、それぞれ各論ごとにポイントを整理し直したという資料構成になっておりますので、そのように見ていただければと思います。

前回は、特に積み残しておりましたゾーニングの関係をどう捉えるかという

ころで、関係資料をご用意いたしまして、ご意見をいただいたところです。やはり一つ、市町村として特例措置を活用していくというところの説明、資料の背景として、こういった市町村森林整備計画のゾーニングを活用していくことは有効だろうという議論がありました。一方でご意見いただいたところでは、このゾーニングと、進めていこうとする森林経営管理制度の方針の中身がしっかり合致するものかというところは、しっかりと整理した上で確認をしていこうというご意見も頂いたところでございます。

あとは、おおむねこの6ページ目の論点のところではこういった状況でございまして、目視的指標、過密状態、こういったところを勘案しながら、さらに災害に特化した形では右の地形的要因ですとか法指定を見ていけばいいのではないかと。こういった提案ができるのかなというところでございます。

＜資料1 各論②＞

中山課長補佐 7ページ目でございます。各論②のところでございます。どういった目的、考えで、この特例措置を活用していくのがいいのかという、そういった目的、スタンスみたいなところでございます。特に前回、8ページ目でいきますと、産業振興というところでご意見いただきました。もともと前回の資料で法の目的外である地域振興というふうに書いておったわけですけども、そういった捉え方ではなくて、やはり今回の森林経営管理法の目的の一つでもあります、林業の持続的発展というところに鑑みれば、そういったことも当然、射程として入り得るということは伝えるべきではないかというご意見があり、記載を少し改めております。ただ、この場合も、公益性の観点はある種、セットとして、しっかり気を付けていかないといけないよねというご意見を頂きましたので、それも併記をしていくのかなと思っております。これは特例措置をどういう場面で使うか次第かと思えます。例えば今回の森林経営管理制度でいきますと、市町村が自ら間伐をする場合、想定される主なケースとしては、林業経営に適さない森林かと思えます。そうなりますと、ある種、公益性の観点をメインとして見ていくのかなというところではございますが、そうじゃない、林業経営に適する森林は林業経営者に委ねていくというようなご意見もございます。ですので、そういったところは、この産業振興がメインターゲットになってくるかと思えます。そこは場合分けを含めてお伝えをしていくと分かりいいのかなと思っております。

＜資料1 各論③＞

中山課長補佐 続きまして、9ページ目からは各論③の関係です。森林の所有状況です。探索の結果、どれだけの持分が分かったときに、どうするかというところを整理しております。前回改めて、この特例措置活用の必要性という点で、前向きなメッセージとして、この所有者不明の特例措置について、これはまさに市町村単独で活用できると。県の裁定を経ずにできるというような仕組みでございませ

ので、共有者の中に不明な人がいれば、ためらうことなく使うという考えがあってもいいのではないかということで、そういったことを前向きに伝えていくといいのではないかというようなお話ですがございました。また、持分の関係で、共有者の一部が意思表示をしない、あるいは協力しないような場合に、法16条で、確知所有者不同意森林の特例でございませけれども、こういった特例の活用を検討しても差し支えないのではないかというようなところもあったかなと思います。あと、一番下に探索の合理化について、特に郡上市さんの事例で前回はお話をさせていただきましたけれども、特別な策はないということで、ここは行政書士等の外部活力の活用を促すという方法が一つあるのだろうという考えで書いております。

あと10ページ目の関係で、品川委員から補足でいただきました民法改正を踏まえるということで、財産管理制度を活用する場合に、相続放棄した者の自己の財産におけるのと同じというところは、民法改正後は現に占有している者というところに限られるという点には留意したほうがよいという点を改めて加えております。それから最後に都道府県の裁定手続きの留意点ということでタイトルを付けて入れています。ちょっと記述の仕方で、市町村の手続きの中に都道府県の手続きについての記述を入れていて、分かりにくかったので、改めてタイトルを加えて、ここに記載をしています。

12ページ目でございます。各論③の検討の状況です。ケーススタディの中でいろいろご意見をいただいております。残った論点として、真ん中の、反対者あり、または意思表示なしという中で、意思表示しない共有者がいる場合の対応があります。この点については昨年の6月に京都府の綾部市さんから事例をご発表いただきまして、その後、また進捗がある状況でございます。綾部市さんの事例を出ささせていただきます、また皆様にご意見をいただきたくいう考えで資料を用意しております。

<資料1 各論④>

中山課長補佐 次は13ページ目にいきます。各論④の関係で、どういった経営管理の内容、方向性であれば合理的と言えるかという点です。前は、いわゆる樹種転換、林種転換というような話について少し資料を持ち出して議論させていただきました。間伐をするよりは、いったん全て切って植え替えるというようなやり方もあるのではないかというところでありました。頂いた御意見としては、そういった方法があるにせよ、やはり公益的機能の発揮というところを考えるのであれば、別途のやり方、例えば、択伐というような手法も例示するだとか、皆伐だけじゃないというところは前提とすべき、というようなご意見をいただきました。それも踏まえて、この資料の14ページ目も少々、前回の資料から表現を変えております。最後について、伐採という文言を加えているというところがございます。

＜資料1 各論⑤＞

中山課長補佐 最後、15 ページ目、16 ページ目は各論⑤の関係で、ここは、この各論①から各論④のさまざまなものの組み合わせという位置付けをしております。前回、特にご意見がありませんでしたので、これまでの整備のままでございます。というわけで、以上が当面の議題に関する資料でございます。これについては、これまでに頂いたご意見、ご議論を踏まえて整理をしまして、また皆様にご提示をしていきたいと考えているところでございます。この資料1に関して、ご意見等ございますか。品川委員、お願いいたします。

品川委員 9ページですけれども、不明とされる所有者の持分への留意というところで、上の方のポチですけど、私の整理がちょっと、認識が合致してないかもしれないんですけど、一応、法律の文言では、共有者の過半数に満たなくても、その過半数に満たない共有者が同意しているという状況であれば、共有者不明森林として特例措置を活用していくということになっているので、そのことと、この記載とがどういう関係にあるのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけども。

中山課長補佐 ありがとうございます。これは品川委員がおっしゃるとおり、森林経営管理法上は、持分に関係なく、分からない人がいれば、それで特例を使えるというような構成になっているところです。一方で、とは言っても心理的な側面からかもしれないませんが、安心して使えるラインとしては、過半を超えているかどうかがあるのかなということで、もともと記載をしていたところです。ですので、品川委員がおっしゃるように、これを書くと、それでは過半要件があるのか、とかいろいろ疑念がありますので、伝える際にはちょっと注意が必要かなと思っています。

品川委員 林野庁のお作りになった法律なので、林野庁としては堂々とされていらっしゃってしかるべきかなと思ったところでして、ご自分から適用の要件、ハードルを上げてしまわれているようなので、これはどういうふうに解釈したらいいのかと、ちょっと疑問でした。取りあえずということで、意図されるところは今、理解しましたので、次に進めてください。

【2. ケーススタディ（綾部市、大館市、恵那市）】

＜資料2の1 ケーススタディ⑤綾部市＞

中山課長補佐 品川委員、大変重要なことをおっしゃっていただきありがとうございます。確かに、なぜ入り口から林野庁が狭めるのだというふうなところはあるかなと思います。そこは改めて、また品川委員にそういったことを言っていただけましたので、この記載ぶりは考えていきたいなと思います。

それでは、続けていきたいと思えます。ご不明なところがございましたら適宜ご発言をお願いします。

続きまして、資料2の1でございます。京都府綾部市における検討状況です。最初の数枚は6月の検討委員会の資料とほぼ同じでございますので、ちょっと簡単に触れさせていただきます。綾部市さんの森林の状況、2万6,000haの森林があり、98%が民有林ということでございます。そのうち、さらに半分の1万2,000haは人工林というところ。かつ、その6割の7,000haが過去10年間、手入れが行われていないという状況です。そういった中、綾部市では、モデル地区の設定をしながら、森林経営管理制度の取組を進めていただいている状況でございます。

さらに今回の長野地区は自治会が協力的だということですか、幹線道に接しているということで、手入れの優先度が高い状況でございます。

2ページ目でございます。また左の写真を見ていただきますと白いところが道路でございますけれども、このうち令和元年度と2年度については、確知された部分につきまして既に集積計画が立てられて、市の方に経営管理権が設定をされている状況でございます。この赤い部分が共有者不明で残されているという状況でございます。ここを地域一体でやっていきたいというニーズがあるというところでございます。

次、3ページ目でございます。登記上は25名で登記をされているというような状況です。住民票を取得しようにも、なかなか探索が困難。特に25名のうち3名が、その他の相続人を探すのが困難というような状況になっておりまして、この点は前回は話をしたところでございます。

どういう森林の管理をやっていくかというのが4ページ目でございます。市の方で5年間預かりまして、間伐を1回、切捨間伐をやっていこうということで、収益を上げる間伐はしませんので、利益の還元もしないというような状況でございます。

次でございます。取組の流れということで、改めて今回の取組のスケジュールをお示ししております。令和元年8月に意向調査地区として設定をしたところからスタートしております。令和2年1月に意向調査を開始しています。その後、地権者が明らかな箇所については集積計画の方向に進んでいるわけですが、そうではないところは令和2年6月に、相続人の探索を始めまして、探索が完了するまでに26週程度かかっている状況です。さらに、探索段階で死亡等が確認された場合の追跡調査を含めると、約1年を要しております。この地区全体では、集積計画が立っていることも含めまして、全体で面積が16ha、登記名義人45名というような状況でございますが、戸籍謄本等を785通取得し、確知した相続人は184名になっております。一部、返信がない、または不同意の意思を示した者がいる状況でございます。市としては、確知所有者不同意森林の特例を活用して進めていく方針であります。このような状況で、共有林における集積計画の公告が、順調にいても、法定相続人の探索から2年程度、計画

案の送付から1年程度を要し、かなり時間がかかってしまうという状況でございます。

次の6ページ目では、は7月から11月にかけての相続人の同意取得の状況をさらに詳しく説明をしております。この25名の共有名義の森林ですが、探索の結果、148名の共有者が判明したという状況でございます。全員に集積計画案と同意書を送られています。また、この同意取得の過程で1名が共有者ではないことが判明して、最終的には147名となっています。その細かい流れが、この図でございます。この青いところが同意でございますけれども、同意に至ったのが全体で147名中、139名という状況でございます。そのほか3名が最終的に宛先不明という状況でございます。残りの5名ですけれども、2名は口頭で不同意の意思表示があり、3名は同意書が届いてはいるはずだけれども返信がないという状況でございます。ここについて、この図で不同意と書いてある部分、片方は口頭で不同意の意思表示、片方は返信がないというところを、市としては確知所有者不同意森林として、手続きを進めていこうというような状況になっているというところでございます。これから、京都府への裁定手続きを進めるという段階です。

以上のように現在進行中の事例でございますけれども、7ページ目について特に共有者多数の場合の対応として、いくつか論点を挙げさせていただいております。

一つ目が、今回、探索の結果、確知した相続人のうち、2名から不同意の意思表示があったという点でございます。具体的には、「自分は所有者じゃないから同意しないのだ」というような方と、もう一人は「地元と関わりたくないから同意しない」と主張されています。このような状況は、今後、他の事例でも発生し得るのではないかと考えるところでございます。ですので、こういったことも例えばQ&Aで整理するなど、対処方針を整理してみてもどうかと思っております。

また、残り3名、返信がない方々がいらっしゃいます。このような意見を出さない方ということに関して、どこまで同意の取得に向けた努力をするかというところでございますけれども、例えば以前からやりとりがあるという方なのであれば、追加で現地に伺って、そこで意向確認を行うということも考えられるわけでございます。ですが、どこまでこういった同意取得の努力を行うかというところも、一つポイントとしてあるかなと思っております。またちょっとご意見を頂ければと思いますし、またその内容について、Q&Aでも整理をしていければいいのかなということで記載をしております。

また、こういった共有者多数で一部の共有者からは返信がないことも含めて不同意の場合に、森林の公益的機能の発揮を目的として、市が切捨間伐を行うケースなどは前向きに活用がなされるようガイドラインに位置付けることとしてはどうか、というようなところをご提案しております。

以上、綾部市さんの、昨年6月の検討委員会の際にお話をいただきまして、

その後の状況ということで、また当時、委員の皆様からも、その後の進捗をと
いうようなお話もありましたので、また新しい論点とともに挙げさせていただ
いたところでございます。綾部市の伊賀原主任、改めて自己紹介と一言お話を
頂ければと思います。

綾部市伊賀原主任 あらためまして、綾部市の伊賀原です。お世話になっております。前回、6月
の検討委員会に出席させていただいたときに、追跡不可能な人がいるので不明
土地の報告をしたい、ということでお邪魔させていただきました。そのときに野
村委員から、確知している権利者ら全員の同意が必要、不明土地を公告するた
めには確知している者、全員のものが必要だから他の権利者にアプローチをし
て、その後の経過について報告をしてほしいと言われましたので、その結果と
いうことで、今、説明いただいた内容のとおりです。

一部、補足させていただきたいところがございます。口頭で不同意をされた
方の言い分というか、そこの辺りをちょっと補足で説明させてもらいたいなど
思います。おひとつ、自分の土地という認識ではないと言われた方ですね。こ
の黒塗りの相続関係図を御覧ください。こちらの方です。口頭で不同意されて
いる方ですけれども、この方、お母さんの、さらにお母さんのご主人が家督相
続をされています。この方については、自分がこの土地にルーツがないという
形で、自分の土地という認識がないとおっしゃっているわけです。ここにつ
いてはこんな形で、複雑な相続関係図になっております。おひとつから通常想定
するよりも多くの相続人がいるというような状況です。

もうひとつについては、個人名義の土地については、相続はできているそう
です。ただ当時の明治時代の共有名義林については、そんなものがあるとい
うことを知らなかったということで、もう自分には関係ないから、もうそっとし
てくれという形で申出があったという形です。

そこで気になるのが、要はこの方々、森林整備に対する不同意ではないとい
うことです。どちらかというに関わらないでください、というような内容でした。
例えば先祖代々の思い入れがある土地とか、何か理由があって手を付けないで
ほしいとか、そういう明確な意思とか理由をもって森林整備に反対されるので
あれば、必要性とかを説明した上で丁寧に交渉していく余地も、価値もあると
思うのですが、関わりたくないという消極的な不同意なので、この制度を進め
る上では、ちょっとどうなのかなと思っております。またそういったことが支
障となって森林整備が遅れていくということが一番怖いことと市町村としては
思っていますので、そういった対応策について、ご検討いただけたらなと思っ
ております。以上です。

中山課長補佐 どうもありがとうございました。状況がよく分かる資料をご提示いただきまし
て、ありがとうございます。

それでは委員の皆様から、コメント、あるいはご質問も含めて、頂きたいなど

思いますけれども、いかがでございましょうか。野村委員、お願いいたします。

野村委員

野村でございます。伊賀原主任、どうもありがとうございます。6月にどういふふうに申し上げたか正確に記憶しているわけではありませんが、まさにこういう具体的な調査をしていただいて、そして具体的にどういふところでつまづくといふか、どこがピースとして埋まらないのかといふところが本当に非常に大事だと思っております。前も申し上げたかもしれませんが、今般、民法、不動産登記法の改正が昨年4月になされました。その法律を改正する中で、法制審議会の部会での議論に日本弁護士連合会として関わっております。私自身は、自分が用地取得に苦勞した経緯から、相続人が多数になってしまうような案件があって、こういう特定の不動産に当たったとき市町村の職員等の労力がものすごく掛かるということが問題であって、数が多いとか少ないということではなくて、1件でもこういう案件があったら、もう本当に、その一人の職員が1年かけて探索するということが起こってしまうんだと。だからそこに対して何とか近道を作ってほしいという話をしたのです。ですが、民法とか不動産登記法というレベルだと、そういう特例的なものに対して、皆さん、議論の中でも非常に慎重で、探索は全部やらなきゃいけないし、もしかしてその権利を失う人が万が一にもあってはいけないというような、そういう方向からの発想が非常に強いところで、本当に市町村の方が苦勞しているんですと申し上げても、実感として伝わらないところが本当に歯がゆいところでありました。そういう意味で、このような取組で、そしてある程度、外に示せるような形で数字を正確なものとして出している、こういう事例というのは、この1件であっても非常にアピールといふか、理解していない人に理解してもらうのに、必ずや役に立つものと思っておりますし、今回やっていただいたことが絶対無駄にならないということを私は信じております。この資料は個人名とか住所とかが出るわけじゃありませんので、この事例として、この当委員会の資料としてでもウェブ上に掲載されていけば、何かの折に、こういう事例があるんですということでご紹介もできますし、次のことにはつながっていくのかなと思います。

中身について若干申し上げますと、この件、あるいは類似の事案の参考にしていくために、同意確認の文書において、どういふ問い掛けをしたのか、あるいは、どういふ説明をしたのか、といふところは一つ参考になる。どういふ書き方がいいのか、皆さんも多分悩まれたのではないかと思います。差し支えなければそういう情報も、この委員会に対して資料としていただけた場合に、そのサンプルのようなものが最終的にこの検討委員会の検討結果として、文例として示すことができたなら、ガイドラインになったときに、後続の方たちにとって非常に参考になるものになるのではないかと思います。

あと、関わりたくなという消極的な不同意という表現でしたけども。はっきりそう不同意という言葉が出てしまうと、不同意という扱いをせざるを得ないと

思うのですが、ただ、関わりたくないは、本当は不同意ではないのではないかという考えもあると思うので、その不同意という言葉で、「それはでも不同意じゃなくて、これこれですよね」というような、そういう持っていき方みたいなものが、多分、ご努力はされていると思うんですけども、今回、このような場合の対処方法を Q&A で整理してみたらどうかと資料の中にありました。「あなたのおっしゃることは不同意という意味ではなくて、こういう意味ではないですか」というような、何か誘導みたいなもの、そういうトークなのか説明なのか分かりませんが、そういうことは一つ考えられるのかなと思いました。本件はおそらくそういうことをやった上で、いろいろ言ったけど不同意だったという事案だったのかなと想像はしますけれども。そういうことも含めて、まさに他の、これに続く方々に参考になる情報なのかなと思いました。以上です。

中山課長補佐 ありがとうございます。伊賀原主任、今の野村委員のコメントに関して、どうですか。

綾部市伊賀原主任 ありがとうございます。同意の確認の文章の関係ですけれども、具体的なお話をさせてもらいますと、いわゆる通り一辺倒な文章と制度説明のちらしをお送りさせてもらっています。これに関しては、もう他の 140 名近い同意者に、それで同意を頂いておりますので、それほどそんな問題ないのかなと思っておりますが、また事務局を通じてサンプルをお送りさせていただきますので、また議論のたたき台にさせていただければと思っております。

2点目ですが、関わりたくないは不同意ではないという、先ほどの野村委員のお話ですが、おっしゃるとおりだと思うのですが、同意が得られないなら不同意だろうというところを一応考えた上で、手続を進めさせてもらってしまして、基本的には文章を送らせてもらった後に、分からないことがあったら、すぐに電話でレスポンスが来るのですよね。そのときに説明させていただく中で、ほとんどの方は、そういうことであれば同意します、ということで返事があるのですけれども、なかなかこの2名の方はかたくなでした。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。今の森林経営管理制度上は、こういった返信がない、あるいは同意してないなら不同意として進めるしかないため、使える仕組みとしては、この確知所有者不同意森林の特例しかないということを見ると、やはりこの綾部市の事例のように 100 名を超えるというような状況で、一人一人が、同じような状況が発生するというのは非常に考えられるのかなということで、今回、ご登壇をいただきまして、最後に Q&A のような形で整理をさせていただきました。どうもありがとうございます。品川委員、よろしく願います。

品川委員 綾部市の伊賀原主任、大変なご努力で素晴らしい成果を上げていただきまして、

本当にご尊敬申し上げるに値する成果だと思えます。本当にありがとうございました。

端的に、今回のポイントで疑問に思っていることについて意見を申し上げるのであれば、自分は所有者じゃないから同意しない、地元と関わりたくないから同意しない、このいずれについても客観的事実とは相違するものですよ。所有者であるし、森林経営管理法に同意したところに地元と関わる要因というのは存在しないと。そういうことがあります。そうすると、客観的事実ではないことに関して、所有者がこだわられて反対意見、あるいは不同意意見を述べられると。こういう場合には、ここで時間を使わないで、さっさと確知所有者不同意森林ということで裁定の手続きに進まれたほうがストレスはないかなと思います。本件は、もうこれで進まれていいと思いますけれども、先ほど彼らが森林整備に関して反対意見というわけではないようだ、というふうにおっしゃいましたよね。その大事なところを、文書で後に残るような形で残しておくということは、とても重要なことです。例えば今後、2回目の同意勧告を出すときには、不同意とおっしゃった、その意見をお伺いします、として、例えば現状から見て森林整備をするべきではないとか、必要ないとか、チェック項目とかもいろいろ設けておいて、そこにチェックがなければ、こちらとしては公益でやっていることであって、また、所有者に森林整備に対する反対意思があるわけではないということで、一つの前に進める材料にもなるかなと思います。いろんな事案を集めていって、知恵を寄せ集めて、最終的に、そういったサンプル的なものを作り上げていくことができたかなと思いました。この部分で私の意見は以上です。

中山課長補佐

品川委員、ありがとうございます。プッシュアップするご意見をいただきましてありがとうございます。チェック項目、要は不同意がなければ同意したとみなすに近いような、そういう How to というようなところかなと、お受け取りしました。

あともう一点、同意確認の観点ですけれども、この2点目で挙げさせていただいております返信がないというような方々ですね。現地まで行くことは当然我々も求めていないわけで、ただそういった中で、裁定する都道府県の方の立場からも、どこまでやってもらったらいいのかというような不安な声はあるのかなと思うのですけれども。この点について何かコメントいただけるとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

品川委員

これに関しては、森林管理に長い間携わっていて、現地に行って現場の人と話をするという慣行が、もう何十年、何百年にわたりあったということは、私も理解しております。ただ、やっぱりこれからのことを考えると、後に残らない意向確認というのは避けるべきであると。これはちょっと強調して申し上げたいと思います。追加で現地を訪問して意向確認を行って、さらにその後、何か

の書面を取得するならよろしいですけれども、それをファイナルにするべきではないと思います。今回、返信がなくても事情通の人がいるものだから現場に向かっていくということをお考えになったようですけれども、それは必要がなくて、あくまで書面ベースで最後までいかれるべきと考えます。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。野村委員、お願いいたします。

野村委員 品川委員と非常に近い話なのですけれども、今回の一連の法改正の中で、これに主に取り組まれた山野目教授ですね。法制審の部会長とか、その他、会議体の会長を務められたような方ですけども、山野目先生も、この探索というものの負担の大きさにやはり着目はされていまして、特徴的な言い方をすると、フィールドワークからデスクワークへというようなおっしゃり方をしています。やはりこういう相続人多数の事例について、一人一人、訪問するというのではなくて、書面をちゃんと送って、それに対する回答を集計していくことで、ある種、機械的かというと、進められる分は進めるという考え方です。そして、その返事がないとかそういうものについては、それはそれで集团的に次の手続きを使って処理していくというような、そういう発想が、これからは大きく転換していくのだということで制度を検討してきたというところがあります。ですので、もちろんその後の管理とかに関するキーマンみたいな方と密に連絡を取られるということはそうだと思うのですが、そうではなくて地元に残られていない方とかについて一人一人訪問するようなことは、ある意味、なるべく省略する。それでいいんだという実務を作っていくという方が、多分、結果的に将来につながっていくのではないかと考えます。品川委員も、できるからやるのではなくて、むしろやらない方がいいというようなご意見だったのかと思いますけども、それが今後の流れとして、その方が望ましいという考えで進めていけたらいいのかなと私も感じております。以上です。

中山課長補佐 野村委員、どうもありがとうございます。前回、郡上市でありました現地検討会のときに、片山委員からの、こういった共有者多数の関係の案件があるようなお話を頂いたかなと記憶しておりますけれども、片山委員のもし類似の事例で今ぶち当たっていると、少し施業的な面でも結構でございます。コメントを頂けるとありがたいなと思います。

片山委員 綾部市はよく本当にここまでやられたなという感じがしております。我々も今、加賀市から集積計画の委託を受けまして、市の方で、その行政書士を使って相続人の探索をしていただいて、その方々に我々の方からもう一度アポを取りながら意向調査等を実施しています。相続登記がされてなかったという現場なので、かなりの数の相続人がいて、その方々について、現在、連絡が取れる方については連絡を取って同意を頂いたという状況です。ただ、全員同意を取れた

かといったら決してそうではなく、やっぱり何人かの方が今みたいに音信不通
というか連絡が取れなくて、そのまま返ってきたり、返ってなくても、もう返
事がないというような状況であります。本当に今やっているこの方法、どうい
う具合に、これを市なり、我々委託を受けている森林組合なりが収束をさせて
いくのかなというようなことを、本当に注意深く感じております。

ちょっと私、今やりながら思っていたのですけれども、例えばこの行政書士の
全国組織みたいなのところとか、そういう協会みたいなのところと協力して、
特にこの森林経営管理制度の流れというものを今回ここで整理したマニュアル
といますか、そういうものに基づいて、全国的に同じようなやり方でやって
いくというようなことができないものでしょうか。森林経営管理制度のやり方
の判断を、それぞれの市町村さんが判断するというのは非常に難しいと思うん
です。それを例えば、林野庁が決めたようなマニュアルに沿って、そういう業
界団体、例えば行政書士の業界団体が、こういうやり方でやっていきますとい
うようにマニュアルを作って、その人たちが判断した方法でやることによって、
法律的にもある程度、市町村も怖くないよというような、そんな方法ができ
たらいいかなと、何となく、実際やっている中で、そんなことを今、感じてお
ります。以上です。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。林野庁にご提案いただいている内容かと思いま
す。行政書士会との連携の関係でいきますと、郡上市、河合委員のところは行
政書士会と一緒にやられていましたでしょうか。

河合委員 すみません。行政書士ではないのですが、当時、最初に共有林を調査したとき
は、市の建設部の用地課で雇用していた、地権者調査、登記事務を担当する嘱
託職員にお願いしてやっていただきました。あのときは30人から400人を超え
て、まだまだ続きそうなので、途中でやめました。以上です。

中山課長補佐 ありがとうございます。行政書士会との連携は県単位で連携をして単価設定と
かを進めているところもあって、今、全国規模でということですね。私はあ
まり考えたことがなかったので、またご提案というところで受け止めます。片
山委員、ありがとうございます。

あと最後、今回の課題の最後に、ややちょっと限定感を持って書いております
共有者多数で一部の共有者が不同意の場合ですね。今回の綾部市を、前提に置
いて、森林の公益的機能の発揮を目的として、市が切捨間伐を行うケースなど
は前向きに活用がなされるガイドラインに位置付けることにしてはどうかと書
いております。ここはある種、限定的には書いているんですが、これまでのこ
の検討委員会の議論を踏まえると、こういった公益性というところに限定する
必要もないのかなと思っておりまして、そこは各市町村の取り組もうとしてい
る状況次第なのかなというところがございますが、この点について何か、もし

コメントをどなたか頂けるとありがたいなと思います。河合委員、お願いいたします。

河合委員 実はこちら、ちょうど一月ぐらい前、去年の年末ですけども、やはりどうしても整備したいところがございます、しかし所有者と連絡がつかないという事例がございました。そこは共有ではなく、個人の方でして、住所も分かっておりますが電話番号も分かっているのですけども、いろいろ諸事情がございまして、なかなか連絡が取れないという状況でした。そこで同意していただけないだろうかという文書を出して、これで返事がなかったら特例措置、確知所有者不同意の特例措置を適用するかという話まで担当としておりました。そうしましたら、幸いにも相手さんから電話がかかってきて、説明して同意いただけたという状況でございました。やはり市町村はどうしてもやりたいというような、そういうところもありますし、やはりこれは、こういった特例を使っていくというのは前向きに進めるべきだろうなと感じました。以上です。

中山課長補佐 どうもありがとうございます。この記述を否定していただいたということで受け止めさせていただきまして、より、前向きな形で位置付けていくのかなと今、思ったところでございます。どうもありがとうございます。
ということで、綾部市の事例の関係で、追加で他の方から何かコメント、あるいはご意見、ご質問とかあればと思いますが、いかがでしょうか。それでは野村委員、お願いいたします。

野村委員 ちょっと一点確認というか、行政書士というお話が出ていて、きょうの前半の資料でもそういう記載もあったのですが、行政書士でいいのかどうかというところ。ちょっと業際的な面であって私も分からないのですけども、司法書士会であるとか、そういった団体との兼ね合いで問題があるかどうか。法務省による探索の事業では、どちらかという司法書士会とか、土地家屋調査士会とかが出てきていたと思います。別にどこかに肩入れするという話ではないのですが、1か所書くと他が引っ掛かるというようなこともあるかなと思います。実際、行政書士の活用が広がっているのかどうかということについて、私も認識は明確にはないのですけども、いずれにせよ、その書き方は、最終的には慎重にした方がいいのかなと思いました。すみません、本質に関係ないところなのですけど、失礼しました。

中山課長補佐 どうもいろいろなお示唆ありがとうございます。我々も司法書士連合会さんとは、コミュニケーションを取らせていただいているところもありますので、そこは何ら限定することなく、考えていきたいなと思います。ありがとうございます。品川委員、お願いいたします。

品川委員

先ほどから野村委員と、あれ？と思うところが全部一致していくのですけれども。例えば今までお話ししてきた中でも、自分は所有者ではないと言っている。例えば地元と関わりたくないと言っている。それは事実と反することであるから公益性の方を重視して進めてしまっていていいだろうということ、私、申し上げました。こういうことって、実は法律解釈でありまして、法律解釈というのは弁護士のみがやっていいということになっています。何が法律解釈かというのは、一つの事案の中で、手続的に、マニュアル的に進めていい部分もあれば、解釈に及ぶ部分というのがあって、その境目というのは、スッと流動的に動いてしまうところがある。そういう意味で、全てを行政書士さんにお任せするとかいうことではなくて、それを依頼する側が、その境目がどこかということ、実はよくよく理解していなければならないことなのです。ちょっとそここのところだけ注意的に申し上げたいと思ひましてコメントさせていただきました。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。恐らく、その市町村がいろいろ探索業務を進めるに当たって、どういう権限で、どういった根拠法令を使ってそういうのをやっていくのかということと、それを担う者が、そういう権限を持っているかどうかということをよく照らして、司法書士なのか、行政書士なのか、あるいはそれ以外の人なのかということ、よく考えて活用していく必要があるということになろうかと理解させていただきました。ありがとうございます。それでは、ここで資料2-1の関係はいったん切ろうと思いますが、最後、伊賀原主任、何かございますか。

綾部市伊賀原主任 特にございません。ありがとうございました。

<資料2の2 ケーススタディ⑥大館市、恵那市>

中山課長補佐

どうもありがとうございます。それでは続きまして資料2-2に移りたいと思います。こちら、秋田県大館市、岐阜県恵那市における探索等の取組状況というところで資料を整理しているものでございます。2ページ目から、見ていただきます。事業の概要ということで、これについては8月の委員会の際に、少しお話をさせていただきました。林野庁の事業として、探索等の工程ノウハウの整理をできないかということで、司法書士等の専門家に探索をしていただいて、意向調査、現地調査というようなところの一連の過程をやってみたいというところで事業を組んでいるものでございます。今年度、株式会社四門さまと、司法書士の方に探索等を実施していただいております。この対象地域として秋田県大館市と岐阜県恵那市にご協力をいただいております。それぞれの地域から、5筆から10筆程度を選定いたしまして、今、まだ継続中ではございますけれども、現在の進捗をお話しさせていただきたいと思ひます。

3 ページ目でございます。この事業の流れでございます。8 月から、この法定相続人の探索を開始しておりまして、それぞれ探索が終了した後に意向調査をやるとうことで、上の秋田県大館市では意向調査票の送付後に、自宅訪問をし、現地調査という形で進めております。岐阜県恵那市は探索終了後に、共有者多数の土地ということでございましたので、地元の説明会を開催してから意向調査票を送り、現地調査をするというような流れで、最終的には集積計画案までつくることとしています。

4 ページ目でございます。秋田県大館市の概要です。秋田スギの主要産地で、約7万 ha の森林がございます。そのうち3割が私有林、で、そのうち人工林は1万2,000ha というような状況でございます。特に資源の循環利用という点が課題になっているというところです。大館市では、この管内の私有林人工林を20年間で一巡して意向調査を進めていこうということでやられております。そういった中、今回は、この土地から7筆をモデルとして選定しております。ここを選んだのは、10年間、施業がされていないですとか、隣接する林分と集積・集約が可能かというところですか、明治時代の登記のままの場合ですとか、共有者が複数存在するとか、いろんなケースを検討できるのではないかとということで選定をしているところでございます。

その探索の状況が次の5 ページ目であります。登記名義人は合計で12名ということで、その詳細は下の表になってございます。8月25日に調査を開始して、9月15日に探索を終了し、探索に34日、探索作業時間延べ9.5時間、15通の戸籍謄本等を取得し、手数料等は2万3,000円かかったという状況でございます。この結果、確知した法定相続人が1か所、1名というようなところがございます。この方については市への委託希望が示されています。残った5か所でございますけれども、戸籍に該当がなく、おそらく除籍謄本の廃棄等が原因と考えられることから、探索の継続困難と判断し、不明と扱いをしています。あと1か所、調査では分からなかったのですが、偶然、市の方で把握された箇所もございます。

それぞれの現地の状況を6 ページ目から記載をしています。例えばA地区は、集積計画が既に策定された森林を隣接している状況ですとか、次の7 ページ目、B地区は集積計画策定済みの林分に挟まれているような形になっており、次の8 ページ目、C地区は近くに配分計画策定済みの林分、要は林業経営者に再委託をされた林分が近くにあります。ため池の横にあるような山というようなものがございますし、次の9 ページ目、こちらにも集積計画の近くにあるような森林ですし、あと10 ページ目、E地区を見ていただくと、ここは非常に密に生えているというような状況でございます。探索の結果B地区以外については、森林所有者全員が分からなかったという状況です。

11 ページ目は、このような所有者不明の森林において、経営管理を行うとすればどのような内容にするのかというところでございます。大館市は、まずは再委託を模索することとし、できない場合は市町村事業を行うという方針です。

再委託をする場合は、20年間預かりまして、主伐、再造林を行うというようなことをごさいます。再委託しない、できない場合は間伐を市で2回やるというような形で複層林化を図っていくと。こういった方針でどうかということろで進められているところをごさいます。以上、大館市の取組です。

12 ページ目は、岐阜県恵那市での探索工程調査の結果、現時点での進捗状況をごさいます。恵那市は約3万8,000haの森林があり、うち1万9,000haが私有林の人工林という状況をごさいます。特に、この中で10年間の間伐の施業履歴がないというのが1万haもあるということで、ここは課題になっているところをごさいます。市では、管内の私有林人工林を段階別に分類をして、優先順位を立ててやっていこうということで、まずは国土調査済みで山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域に指定されている森林から優先して、市自らの間伐、保育間伐という取組がされているところをごさいます。今回、この恵那市さんの中から2か所を選ばせていただいて、いずれも登記簿上、既に共有者が結構いるという林分で、そういう共有林の状況を見られないかなということろで対象とさせていただきます。

その探索の状況は次の13 ページ目をごさいます。この2か所、計7筆を対象としております。登記名義人は合計30名をごさいます。これも8月25日に探索を開始して、11月10日に終了しまして、探索に78日を要し、探索作業時間延べ169時間、805通の戸籍謄本等を取得し、手数料は61万円という状況です。探索の結果、登記名義人30名だったものが448名の確知、うち生存者が235名というような状況で、一部の共有者については3世代の探索までではまだ法定相続人が判明しなかったのですが、いったん探索は中止しています。その後、地元説明会を開催し、地元いらっしゃる方からは森林整備の意向が示されたということで、意向調査を実施しているところをごさいます。一部、B地区の方は、この説明会の場で「管理者」という方々がいらっしゃるということが判明しており、具体的な「管理者」についてですが、下の方に図を描いております。それぞれの地番ごとに管理者が設定をされているというような状況です。

次の14 ページ目から、このA、B地区の現地の状況というところ、見ていただきますと、ヒノキがメインとして植栽されていて、倒木なども発生しているような状況です。15 ページ目がB地区、16 ページ目がB地区のもう1か所の状況をごさいます。

17 ページ目には、どういう経営管理をやっていくかという内容を記載しております。切捨間伐をやっていこうというような方針になっています。恵那市の場合ですと、現地の所有の状況ですとか、地元住民が速やかな間伐を望んでいるという状況を踏まえ、こと県の別途の事業を活用して切捨間伐を進める方針でいらっしゃいます。

まだこの調査自体は終了していませんが、現在の進捗の状況をご紹介させていただきます。18 ページ目、関連する論点として、いくつか挙げさせていただきます。

まず、この大館市の事例でございます。除籍謄本の廃棄等の要因により、公的書類の確認では多数の所有者の存在が確認できなかったということで、見ていくと、最後の登記から60年から130年経過しているような土地であって、このまま放置しても所有者が判明することは期待できないような状況です。このような林分について、特例を活用することに不安はないものと考えられるが、何かご意見があるかということでございます。

2点目でございます。この大館市の林分ですね。写真見ていただきますと、道も近くて比較的緩やかな土地だということで、周囲の森林も必要に応じて探索、同意取得を行って、一体的な森林整備を行いたいというような状況でございます。この再委託が可能な場合は主伐、再造林も想定されるわけでございますけれども、この整備の方法、あるいは方向性について、何かコメント、ご意見があるかというところでございます。

3点目でございます。恵那市の事例では、登記簿上の所有者30名に対し、第3世代までの探索で235名、延べ169時間を要した状況ということで、現地の状況から整備の必要性はあると考えられるものの、自治体のマンパワーを考えますと、なかなかこのような共有者多数の森林を積極的に取り組んでいくことは難しい側面もあるのかなというところでございます。どういった整備を進めるかという方針にもよるのですが、このような森林への取組の優先順位が下がるということも一つあると考えられますが、この点について、何かご意見はありますでしょうか。

また最後、恵那市の事例では地元で「管理者」が存在していたというところでございます。そこで実質的な森林管理の意思決定を行っているようであったということで、このように森林所有者以外の者が介在しているという場合、この森林経営管理制度では所有者の同意というところで扱っておりますので、なかなか取り扱いが難しいのかなと考えております。その他の方法により整備を検討することが妥当と考えられるが、ご意見あるかということで、少し論点を整理させていただきました。

以上について、委員の皆様から、コメントをいただけるとありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

品川委員

この資料2-2のレジュメは、精密に議論していこうと思うと、かなり時間がかかるのかなと思いました。だから野村委員にもコメントしていただきたいのですが、私が一番、まずあれ？と思ったのは、13ページの「管理者」というところなのですね。管理者が設定されているというところですが、レジュメでは、管理者は、管理者だから森林経営管理法では取り扱うことが難しいというふうに即断されてしまっているのですが、これは管理者なのかという問題があるかと思います。普通に考えれば、これは森林所有者がこの管理者に委託をしたということじゃないかと思います。委託というのは大体、委任と請負のミックスというふうに言われているのですが、委託したと。じゃあ誰が

委託したのか。現所有者の何人が委託したのか。つまり委託契約を締結しているわけですが、それは合意書面がなくても、合意でも契約は成立するのですが、ここで管理者さんに委託をする場合に、共有者のうちの何人が、これに同意することが必要なのか、実際、何人がしたのか。言ってみれば代表者と自認している人が独断で誰々さんにお願ひしますって言ったのではないのか。そうしたら、それは管理者とは言えないのではないのか。そういった問題が法律的には生じてきますので、ちょっとここは事情を深掘りする必要があるところだと思います。そういう意味で、今回、結論めいたことをここで言うことはできないのですけれども、そういう問題がちょっと背後にあることをご理解いただけたらと思います。

それから、本当にたくさんあるのですが、どうしましょう。いったんここで野村委員もお気づきになった点はいくつもあると思うので、いったん野村委員にお譲りしようかなと思います。いかがでしょうか。

野村委員 結局、恐らくは入会地的な考え方で、地元には地元のやり方があって、長年やっていますと。何か、最近の偉い人が勝手に決めたということよりは、きっと伝統的に、そういうふうな制度をつくってやっていたというような事案なのかなと想像はするところですね。それを、いざ何かもめごとになったときに、解決しようとしたときには、なかなかその今までのやり方でいけるかどうかという、ちょっと分からないとは思いますが。他方で、その管理の権限みたいな話で言うと、民法でも、慣習が確立したものであるのであれば、その慣習に基づいてやっていますという説明ができる場合はあるのかなと思います。ただし、その上で、今までは伝統に従ってやってきたけれど、いざ何か大胆なことをやろうとして、それを公式な形で実現しようとする、なかなかそこで法律の助けは得られない事態が起こることはあるのかなと思って拝聴していました。

中山課長補佐 ありがとうございます。品川委員、それ以外の箇所何かありますか。

品川委員 そうですね。これ、あと2か所で探索に要した手数料等は2万3,000円とか61万円とかというのが出てきたのですが、これは外部の専門家に委託したときの手数料ということでよろしいですね。

中山課長補佐 実際にかかった実費というか、郵送料とかですね。1通300円とか、そういう経費でございます。

品川委員 大変でしたね。自治体が取得する場合には、これ、無料ですもんね。

中山課長補佐 そうです。

品川委員 それで61万円というのはもう本当にご苦労さまでございました。それから、あとこれはどういうことなのかなと思ったのは11ページですけれども。周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要の部分です。つまり、同意していただいているところは間伐を年2回実施となっていて、所有者不明のところは主伐、再造林、事業体が負担というふうに、言ってみれば、深く関わることになっています。これは逆に言えば、同意が取れるところで主伐、再造林をされないけれども、同意が取れないところの裁定でやるところでは主伐、再造林を目指すというのは、これはどういう背景事情があるのか伺いたいと思います。いけないというわけではなくて、何か事情があるのかなと思ったのです。その辺りはどうなのでしょう。

中山課長補佐 すみません、ここは資料が、やや丁寧さに欠いていたかなと思います。市でいったん預かる、もともと周囲の話はこういうことなのですが、再委託できる場合、再委託もあり得べしという考え方でございます。ですので、もともとの周囲の方針も所有者不明のところと同じでして、基本的には再委託できたら、主伐・再造林の方につなげていきますよ、そうじゃなかったら、市で20年間で預かって間伐を2回やりますよと。そういうところでございます。すなわち方針は変わらないというところですよ。

品川委員 分かりました。はっきりしました。ありがとうございます。

中山課長補佐 すみません。ありがとうございます。

品川委員 じゃあそれを前提に最終ページの18ページのところで、私のコメントを申し上げさせていただきたいと思います。

1番、特例を活用することに不安はないものと考えられるが、何かご意見はあるかということで、特例を活用することに不安はないと考えます。一つ丁寧にするのであれば、この人が相続人だというふうに地元の方から指摘された方がいらっしゃるということなのですが、先ほど来から申し上げているとおり、フィールドワークからデスクワークへということですので、あえてここに踏み込む必要があるかという問題はあります。ただ、念には念を入れて、今度は、その方の戸籍から上にたどっていくということをやってみるのも一つかなとは思っています。それで、さらに丁寧であるということにはなろうかなと思います。

2番、再委託が可能な場合には、主伐、再造林も想定しているが、整備の方法、方向性についてご意見はあるかと。ここのところは森林の経営管理ということで、主伐、再造林もできるか、できないかっていうところで、民法の管理概念と森林における管理概念のところにいきますので、これをまた次のテーマに委ねたいと思います。

3番、自治体のマンパワーを考えると、このような共有者多数の森林に積極的に取り組んでいくことは難しい側面もある。本当にごもっともでございます。優先順位を下げてもいいですかということですが、私からは、頑張ってくださいというふうに申し上げるしかない。もう頑張ろうねというふうに申し上げたいと思います。ちょっとコメントしづらいものがありますが、すみません。

4番ですね。先ほど申し上げたとおり、これは少し事情をもう少し深掘りする必要があると思います。管理者がいるから森林経営管理制度で取り扱うことが難しいと。ここが私の中では、ストーンとはいかないところです。しかも管理者がいても、本当にこの方がちゃんとやってらっしゃるのかと。つまり管理者が存在して、ちゃんと管理をしてらっしゃらないのであれば、やはり森林経営管理制度で進んでいくべき対象かと思しますので、ちょっともう少しご事情を伺わないといけないなと思います。私からは、簡単ではありますが以上です。

中山課長補佐

どうもありがとうございました。今回、まだ現地調査の結果なども数字的なものはうまく整理はできていないので、写真を付けさせていただいたところです。ですので、ちょっと見ていただくと、この大館市と恵那市で状況が違う部分が見えていただけるかなと。恵那市の方を見ていただくと、先日、郡上市にお邪魔したような、ちょっと森林に近いようなところも感じるところでございます。もし阿部委員に、ちょっとこういった施業的な観点で何か、気付き、ないしコメントをいただければありがたいなと思うのですけれども、阿部委員、いかがでしょうか。

阿部委員

すみません。法律的なことは全く分からないので、公益的な機能の話について、ちょっとご意見を聞いていただければと思います。それぞれの林分でいろいろな状況が違うので一概には言えないと思いますが、多面的機能を発揮させるためには、やはり基本的には健全な森林を育てることが一番だと思っています。特に人工林ですけども、人が関わった森林というのは、やっぱり最後まで人が面倒見ないと、放置してしまうと健全性が失われるということが多いので、長い時間をかけて管理していくことが普通だと思います。資料を拝見していると、私もちょっとこの管理法のことで、よく分かっていないところがありますけど、存続期間が、先ほどの京都の綾部市は5年間でしたし、大館市は20年ですよ。どうもここが引っ掛かっています。森林の所有者が不明であることがはっきりしてきたら、もっと長いスパンで計画を立てて、森林を健全に育てていくということが必要ではないのかなと思ひまして、ちょっとそこが引っ掛かりました。でもこういう側面、いろいろな問題があるから、ちょっと無理なのかもしれませんが、森林管理という面では、やはり50年、100年、あるいは、もっと長い期間を考える必要があると思います。地域の森林をどう育てて、産業としてどう活用して、それから公益性をどう維持するかというような、そういうことがこの中にも盛り込めれば良いなと思ひました。ちょっと大

きな話で申し訳ありませんけれども。

中山課長補佐 ありがとうございます。預かる期間について、法律上は、上限下限はありません。所有者不明森林の特例措置を使ったときは、法律上、上限50年というのがあるのですが、それ以外は上限も下限もなく、各市町村のご判断に委ねられているところです。阿部委員がおっしゃったような、まさに森林を最後まで誰が、どこまで面倒を見るのかという話にも関係してくるのかなと思って聞かせていただきました。まさに各地域で、それぞれの山をどう取り扱っていくかというところで変わる部分かなと思います。例えば大館市の場合は、再委託をせずに長期間、経営管理していくということも念頭において、この期間設定をされているわけでございます。一方で、いったんまず手入れをして、健全な状態に持っていくというところで、5年という設定でやるということも、やはりございます。そこについては我々も現状では、何年がいいとかお示しているわけではありません。存続今回、ご意見をいただいたということで受け止めたいと思います。

阿部委員 分かりました。ありがとうございます。

中山課長補佐 ありがとうございます。品川委員から頂いた、管理者と経営管理制度との関係は、結局、管理者って誰なのというところに尽きる話になってくるのかなと思ひまして、この論点の示し方が、やや丁寧さに欠けたかなと思っております。箕輪課長から、コメントお願いいたします。

箕輪課長 林野庁、森林利用課長の箕輪です。本日はありがとうございます。まさに今、中山からお答えしましたが、短絡的に、この管理者の扱いを書いてしまったところです。品川委員がご指摘のように、管理者の中にも所有者と契約をちゃんとやっている者もいますし、一方で慣例的に管理者となっている方もいる。ただ私ども、ちょっと問題視したのは、一応、法律上は森林所有者が、この制度の対象となっていて、『森林所有者』とは権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者」というふうになっていますので、そういうものとの兼ね合いで、その管理者が、それになり得るものなのかというところが一つ。あと、そういう管理者が間に入ることによって、所有者がなかなか問い掛けに応じてくれない場面もあるのかなというところでありまして、なかなか難しい問題をはらんでいるなということで、今回、問題提起させていただきました。品川委員がおっしゃるように、いくつかの事例についていろんな場面を、もうちょっと深掘りして、整理をしていきたいというところがございます。以上でございます。

中山課長補佐 ありがとうございます。それでは、まず秋田県大館市の安保主査、今まで話の

中で、何かコメントがあればお願いします。

大館市安保主査 はじめまして。秋田県大館市役所の安保と申します。よろしくお願いいたします。本日、ご検討、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。大館市ですけれども、この制度が始まって、まず自分たちでできることは自分たちでやってみようじゃないかというスタンスで、これまで進んでまいりました。この意向調査から所有者の探索につきましても、まず自前でやっつけていこうと。そして、戸籍、住民票部局との連携も図りながら、私たちでできるのではないかと、他部局との連携というメリットも勘案しつつ3年目を迎えて、今、進んでいるのですけれども、やはり壁にぶつかってしまったというのが正直なところでございます。所有者探索がまず一つ、大きな壁ということで、今回、モデル事業という形で参加させていただきまして、本当にありがとうございます。実際、リストアップさせていただきました候補の中から1件、確知することができまして、実際、私も勇気付けられる部分がございます。私たちのスタンスと致しまして、伐って、使って、植えてという資源循環のうまいサイクルを構築していきたいという思いで、まず20年間という設定をさせていただいておりました。また、所有者にしてみますと、市に20年間という長いスパンで預けることができるということで、多少なりとも安心感があるのかなということもありまして、この20年という期間を設定させていただいた次第です。大館市は、植栽、苗木を植える率が1割弱ということで、全国的に見ても非常に低い状態でございます。そのために、林業経営者のお力を借りて、先ほど言ったように、伐って、使って、植えてというサイクルを、うまく構築していきたいということで、できるだけ再委託の道を進もうと考えております。引き続き、今後ともよろしくお願いいたします。

中山課長補佐 丁寧にご説明いただいて、どうもありがとうございます。それでは、恵那市の原田課長補佐にもお願いしてよろしいでしょうか。

恵那市

原田課長補佐 どうも恵那市の原田です。今日はよろしくお願いいたします。恵那市は、これで3年目になりますけれども、今回、所有者探索ということで共有地について、なかなか事業を進めるのが大変だということもありまして、林野庁のお力を借りて所有者探索していただけるというので喜んで協力させてもらったわけです。恵那市が、先ほど説明もありましたように、未整備の森林が1万haもありますので、やりやすいところからどんどん森林環境譲与税を使ってやっつけていこうということで、どうしても共有者の森林については時間がかかるっていう形で遅くなってしまって取組が後回しになっているのですが、少しでも進めていこうという形で、今回、調査させていただいております。私どももどれぐらいの単価がかかるのか、これがどういう結果になるのかということ調べてもらおうと

思いまして、ぜひお願いしますという形で協力させていただいています。やった中で、地元で管理している人たちが税金を、私らが納めているから私が「管理者」だということと、相続人の人たちが、いやいや、これは相続しているから私らのものだという部分が見えるので先ほど品川委員が言われたように、詳しくは、どっちが相続人とか、契約書があるとかないとかというのは、まだ調べていませんけども、お互いの言い分を思いながらどうしたらいいか、誰が真の所有者なのかというところを考える必要があると思っています。市としても悩ましいところであって、深掘りしていかないと分からないということですので、また弁護士の先生たちと相談しながらどういうふうに進めていこうかというところが課題となっております。簡単ですが、よろしくお願いします。

中山課長補佐 どうもありがとうございました。ここで、綾部市の伊賀原主任からコメントをいただいておりますので、さっきの阿部委員のご発言の関係でございます。

綾部市伊賀原主任 綾部市の伊賀原です。阿部委員から先ほど、綾部市の期間が短いねという話があったのですが、これは、この地区をモデル地区に設定した時期というのが令和元年度で、まだこの制度というものがどういうものか、うまくうちの市が理解していないときに方針を立てたもので、他の同意を取れているところは、もう既に5年間で経営管理権を取得したわけで、それを踏襲して不明土地と同じような形でさせてもらっています。ただ、令和元年度以降、いろいろな研修を受ける中とか、いろいろな方にお話を伺う中で、やっぱり林業のサイクルというものを考えた上で、今後は期間設定を最低でも15年以上というところでしょうかなと綾部市としても考えております。ですので、ちょっと今回の5年っていうのは短い期間の、あくまでモデル的ということでご承知いただけたらと思っております。以上です。

中山課長補佐 補足していただいて、どうもありがとうございました。こういったところで、この探索の関係についていろいろコメントをいただきました。我々も大館市、恵那市に協力いただいてこの調査を進めていく中でやはり共有者多数の場合、いろいろな実態があるのだなという気がございまして、こういったことを、我々もまたこの全国説明会などをやる中で、しっかりとお伝えできるようにしていかなければならんと、今、思っているところでございます。どうもありがとうございます。そういったことで、この場で、また先ほどの品川委員からいただいた管理者の関係、うまく答えが出るようなところでもございませんので、いったんそこはまた今後、資料をつくる中で、気を付けていきたいなというふうに思っております。その他、委員の皆様から何かコメントいただければと思います。

片山委員

片山です。大館市の再委託というところの場所。写真を見た感じで、確かに再委託しておけばいいのかなという、まさしくそういう場所ではないのかなという感じを受けました。我々も実際、ちょうど白山市から委託を受けてやった場所については、ある程度、この再委託というものをメインに考えて、やっぱり林道から遠いとか急斜面であるとかというようなところについては、市に管理というような格好で、大きく区域を二つに分けて整備をしていくという方針でやっております。我々も最初、やっぱりある程度林齢が60年、80年ぐらいたっているようなそういう杉林で、割と林道のすぐ近くで、非常にいいところで、ここを主伐すればいいのかなという、最初はそういう思いでいろいろと市とか地元と打ち合わせをしておりました。そうした中で、やはり何となく主伐、再造林というのは、この事業ではちょっと難しいのかなという意見に大体まとまってきました、択伐みたいな感じで半分ぐらい切るというような感じで、ただ森林を残していく、もともとあるスギは残しながら、ある程度、切ったところに広葉樹とかが生えてきて、安定的なそういう森林を作っていくということになりました。ある程度、そんな市とかが委託を受けて実施する森林については、そういうやり方がいいのかなということで、今、取り組んでいるという、そういうところが一つございます。大館市が主伐、再造林、確かに、このいい山で主伐、再造林していけば本当にいいのではないかなとは思いますが、ちょっと今のこの制度で主伐、再造林をやるのがどうなのかなという、ちょっと私はそういう印象を一つ持っているということが一点ございます。それと恵那市のここも林分はやっぱり急で、そして手入れもあまりされてないということで、市が管理するという方向性はそれで非常にいいのかなという思いで写真を見ておりました。あと、この中で管理者がいるという話が出てきたのですが、やっぱりこういうところは実際、ありますね。我々もそういうところにぶち当たっているところがあって、所有者とは関係なしに、昔からのそういうしきたりで所有者とは関係なしに、ここは誰々さん、ここは誰々さん、この山は誰々さんの山で、自分たちの先祖代々守っているというか、そういうことになっている。だから本当に筆とか所有者とか関係なしにして「管理者」がいるというような、そういう山があった。そういうところについて、やはり何ていうか、法律上でそう認められているのかいないのか、そういうことが分からない中で、今の市の森林経営管理制度で整備をしていくというのは、ちょっと難しいかなという印象で、そこら辺どうしようかと思っています。実際そういう場所もあって、今、実は経営計画、整備計画、集積計画をどうやって立てていくかを模索しているというか、悩んでいるというようなところがありまして、現実にもやっている立場として皆さんのご意見頂ければなと思います。以上です。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。最初におっしゃった箇所は、その再委託をして択伐をするってということですか。

片山委員 そうです。最初の場所につきましては、かなり林分としても緩くて林道も付いているということなので、区域全体で集積計画を、ある程度の面積で作り、その中で、特に林道沿いで非常に林業経営も成り立つところについては再委託でやるという方向性かと思います。これはかが森林組合が受けた箇所と同じような考え方です。ただ、一緒に集積計画を作った中での林道から遠いとか、勾配が急であるとか、そういうようなところについては、そこは再委託の場所から外れて、市での管理、市での切捨間伐という、そういう方向性でやっているという状況でございます。

中山課長補佐 それで再委託を受けた後に、森林組合で択伐をするということですか。

片山委員 はい、択伐をするということです。

中山課長補佐 では、一部、木材を出して販売をするということなんでしょうか。

片山委員 そうです。その収益は持ち主にお返しをするということで、所有者ごとに見積もりをつくって、お返しさせていただくということです。今は伐採もだいぶ済んで、割といい木だった上に特にウッドショックで木も高かったので、割と高く売れて良かったなと思っています。

中山課長補佐 やっぱりポイントとしては、皆伐、再造林をして整林をしたとしても、やっぱりその後の手入れがまた必要になることを考えると、木は残して択伐をして、その森林の状態でお返しをするという方が、公益性の観点からいいのではないかなというような、そういった判断ですかね。

片山委員 そうですね。まさしくそのとおりです。この期間、15年とか20年、確か15年の期間で設定したと思うのですがけれども、やっぱりその15年たったときに、仮に再造林して何回か下刈りをするにしても、その後、所有者にお返しをするとなったときに、果たして本当に皆伐した、その後の下刈りまでして本当に森林にきちっと戻って行くかというところの責任がどうなのかなというところもありました。ですので、そこは皆伐、再造林というよりも、択伐や間伐というような、そういう方向性でいったほうがいいのかなという判断で我々はおります。

中山課長補佐 非常にいい話を聞かせていただきありがとうございます。そういった考えで運用されているということは、今、まさにあまり再委託の事例そのものが全国的にそんなに多いわけではないので、非常に有り難いケースだなと思って聞かせていただきました。また引き続き詳細を聞くかもしれません。どうもありがとうございます。

植木委員長

植木ですが、よろしいですか。この最後の論点のところ、特に大館市の主伐、再生林の想定というところです。これについての意見ですが、大館市の場合にはAからEまであって、相当、森林の状態が違います。それで先ほど阿部委員から言われたように、やはり人工林は特に最後まで手を入れる、人間が管理しなければいけないということは極めて大事であって、しかも、最終的にどういう山をイメージして山づくりするのかというところがなければ、いろんな森林のタイプがある中で、それらを同じように一つの方向で経営管理するというのは、ちょっと無茶だと思うのです。ですから、例えばそれぞれの林分で立地条件どうなのかというようなことも含めて、やはり現場での議論というのが一番大事でしょうから、今ある、ここの資料だけでは非常に判断しにくいなと思っています。

例えば、Aの林分は、95年たっているわけです。これを主伐、再生林していいかといった場合に、果たしてどうなのかというのがあろうかと思えます。このところは、ha当たり蓄積が451 m³ですね。そうした場合に、この森林が主伐をして元が取れるかどうかという観点から、林道等の搬出条件、どういう形質のスギなのか、伐期の延長はありうるのかどうか、それらも含めて考えなければ、主伐、再生林した方がいいのか、その後のコストも考えて総合的に判断した場合どうなるのか、様々な検討が必要になると思います。

逆にBの森林は、これはこれまで非常に手入れがされていた山だと思います。47年生でha当たりが1,000本まで落としている。670 m³あるということなので、これは将来楽しみな森林で、むしろ丁寧な経営管理をこのまま続けていくのが良いと思います。間伐をまさに2回ぐらいやって良質材を保っていくというところは非常に期待できそうな山かなというふうには思っています。

他のところはデータだけではよく分からないのですが、63年生で施業履歴もないということですし、本数と蓄積量の関係を言うならば、C林はかなり細かい個体の多い山で、これを公益的機能の観点から整備していくならば、このままもう少し様子を見ていくか、それとも悪いものを伐りながら大径化していくというような方法になっていくのかという気がします。

最も気になったのは、Eの63年生のスギですが、写真を見ると蓄積が1,300 m³あって、本数が1,200本。この本数で蓄積量が非常に大きい。これはどういう山なのかちょっとイメージしにくい。1本が平均1 m³なので、多分胸高直径が30cm後半から40cmくらいの単木の集まりなのだろうと思います。こういったちょっとデータの解釈もなかなか難しいのですが、基本的には、今回の制度においては、公益的機能をより向上させましょうということ的前提をしていけば、市町村が管理していく上では間伐を基本に進めていくべきなのだろうというふうに思います。ただし、先ほども申し上げましたように、それぞれの林分が異なるので、それぞれに合ったふさわしい、作業法を採用することなのだろうと思います。

それともう一点、気になるのが、もう一つの事例の恵那市ですが、これが写真だけ見ると非常に荒れているかなという感じがします。急傾斜地で花崗岩地帯ということになると、まさに原田課長補佐がおっしゃったように土砂崩壊防止への心配が大変大きいのだろうなと思います。この地域は、私が今いる伊那谷からずっと南に続く風化しやすい花崗岩地帯なのですね。したがって崩壊地が多いというふうに考えれば、恵那市の山は、できるだけ早いうちに整備をしなければいけないようなところだろうなという気がします。こういった林分を森林経営管理制度の中で、できるだけ迅速に、しかも先ほど不明者がいるような状況をどうするかという場合には、ある意味、これを放置した場合に、あるいは所有者判明に時間がかかった場合に、危険性を先延ばししている状況と同じではないかなと思います。そう考えますと、森林経営管理制度の手続きの中で最も早く進む手法を採用し、一刻も早く、整備したほうがよろしいのではないかなという気がしました。ただ、なかなかこの写真とデータだけでは本当分かりづらい。いろんな状況の下で取組を進めなければいけないということですから、もし林野庁がこういう山どうしましょうかと言われた場合には、他のデータも、もうちょっと取りましょか、というアドバイスをすべきかなという気がします。

中山課長補佐 限られた情報で詳細にコメントいただきましてありがとうございます。実際、もう少し調査をしているわけですが、今回の委員会に間に合わずに、既存の台帳情報とかも入れながら作っているというところもございまして、弁解させていただきます。また出し方をちゃんと気を付けてお示ししたいなと思います。

植木委員長 結構データ取るのも大変ですから、もし可能であればというところで、必要なデータがあればいいかなという意見です。もし具体的な個別事例の話をするのであれば、そういう配慮がもう少し必要かなというところでは。現地見学が一番いいのですが、今回、このような状況ですから止むをえません。勝手なことばかり申し上げて、失礼しました。

中山課長補佐 いいえ、非常に参考になるコメントいただきまして、どうもありがとうございました。それぞれ山をどうしていこうかということを考えるに当たって、参考になるコメントだったと思います。それでは、いったんここでこの資料 2-2 につきましては、区切らせていただきたいと思います。

<資料3 森林における「管理」と民法上の「管理」概念の整理>

中山課長補佐 次に資料3ということで今回ご用意をしております。当面の議題でも、特に各論④のところでは搬出間伐だとか切捨間伐だとか定性間伐をするのかとか列状間伐をやるのかというような議論があるわけでございますけれども。そういった中で、いわゆる今のこの森林管理概念と民法上の管理概念について、少し整理

をして考えてみるのが経営管理制度の今後、あるいは一般的な森林整備を進める上でも重要ではないかというようなご指摘もあり、今回、この資料をご用意しております。事前に品川委員から各種資料を提供していただきまして、それをもとに作成をしたところでございます。品川委員、ありがとうございます。それでは1ページ目から見ていただきますと、この全体として、森林の伐採を管理行為とみなして進めていこうという、そういうゴールを見据えて、整理をしているというような資料でございます。概念整理の必要性ということで、整理をしております、現状、森林経営管理法では全員同意が必要となっております。これは立木の伐採につきましては民法上の処分行為であるということで全員同意というふうにしているのですが、一方で、林業実務においては、例えば木材の搬出を伴わない間伐、いわゆる保育間伐、切捨間伐とか、これは慣習的に民法上の管理行為として合意形成をしてやっているような状況にあるのかなというところがございます。この民法上の管理と、いわゆる変更、処分の概念については立木で見るとか、あるいは立木の集団としての森林として見るのかということで、そこは異なる視点で解釈をするということが必要ではないか、できないのかというような問題意識の下、整理をしていこうと、考察をしていこうということで、資料を整理しています。その下に、民法上の概念整理ということで大きく共有物についての行為として保存行為、管理行為、変更行為ということで整理をしております。保存行為は各共有者が単独でなし得るもの、共有物の現状を維持する行為というものになっております。中ほど、管理行為については、持分の過半で決めるということになっておりまして、いわゆる目的物の利用改良行為でございます。最後、変更行為についてはは全員の同意が必要ということで、共有物の性質、もしくは形状、またはその両者を変更するというようなところがございます。特に真ん中の管理行為というところに着目して整理をしているものでございます。

2ページ目でございます。森林の管理、変更に関する裁判例ということで、あるのは、1本の立木の伐採が処分行為だというようなところ、これを示した裁判例はあります。一方で、この立木の集団としての森林の管理というもの、そのものに明示的に視点を置いた裁判例は現状見当たらないようなところがございます。ですので、民法上の保存、管理、変更の解釈というのを、この対象物を、立木を立木として見る、要は、その立木を伐採して販売するという、処分行為に着目した場合と、立木の集団としての森林というものについて、これを森林管理するという視点に着目するという場合と解釈を変えてみるということの妥当性を検討しようということでございます。

3ページ目でございます。解釈の変更というところがございますが、いわゆる法律解釈でございます。法の目的、趣旨を個別具体的事情に当てはめて実現させるために行うものであるということで、同一の条文の文言の解釈において、対象物の性質や前提条件の違いにより異なる判断をすることは可能であるということです。例として、下に三つの事例を載せております。立木の瑕疵につい

ての解釈というところで、この瑕疵の有無の判断基準を異ならせている事例というはあるということで、最初に一番左、森林の所有者に、立木の所有者に瑕疵がないというふうにされた事例があります。これは、田んぼの横の森林の木が倒れて、田んぼの耕作者に当たったという裁判例でございます。この場合は所有者に瑕疵はないというふうにされています。一方、2番目としては、占有者に責任があるとされた事例ということで、ブナの枯れ枝の落下による負傷の損害賠償責任というのが認められた事例があります。瑕疵があるわけです。逆に、3番目は占有者等に責任がないというふうにされた事例ということで、尾瀬地域の木道周辺におけるブナの枯れ枝の落下の事案です。環境や状況によって解釈は異なっているだろうと考えられます。

次のページでございます。そういったところで現行民法を見ますと、この下の左でございます。民法602条というところで、いわゆる処分の権限を有しない者ということが、樹木の栽植、または伐採を目的とする山林の賃貸借というのを10年までできるというふうにされている。これは考えると、管理能力、または管理権限がありさえすれば通常の森林の管理が可能であるということと同義ではないかというふうに見ているわけでございます。さらに、その改正民法でございますが、10年を超えない樹木の栽植、または伐採を目的とする山林の賃貸借権等の設定というのが、共有物の管理行為として新しく位置付けられております。これは下の図の右の方ですね。令和3年4月改正の民法252条でございます。管理行為として10年を超えない賃貸借権等を設定できるということであり、これらを踏まえると、いわゆる民法が立木の集団である森林について、一般的な森林管理として期待される作業種、いわゆる植栽ですとか伐採を管理概念に含めているということではないかということで、民法上は、必ずしも立木の集団としての森林の管理の視点からの処理は排除されていないであろうということで考えていいのではないかとございまして。

次の5ページ目でございます。以上のことを踏まえますと、いわゆる森林における管理行為として認められる作業種というのを、以下の論点で整理してみてもどうかと記載しています。

まず一点は、管理行為として短期の植栽と伐採の賃貸借権設定が含まれていることを考えますと、主伐を含めて、通常の森林管理として想定される作業種というのは、いわゆる全て管理行為として実施が可能と解することができるんじゃないかということです。ただ、留意すべきということとしては、この①番として、立木の集団としての森林の管理行為の判断基準というものは、やはり個々の事案ごとに、どのような目的で、どのような行為を行うのかという、そういった整理を行った上で運用することが必要であろうということになります。

さらに②番でございます。伐採した木材の販売を伴う場合、木材の販売そのものは、いわゆる処分行為ということで民法上解釈されるのではないかとございまして、ここはどうしても全員同意が必要とされるということに注意が必要ではないかとございまして。

これらを踏まえて、具体的に想定される事例と目的を整理して検討してみてもどうかということで、例としてA、B、C、Dを、書かせてもらっています。例えばAでございますが、土砂流出防備等の災害防止の観点のみならず、生物多様性保全の観点から、伐採した後に広葉樹の更新を誘導する、あるいは植栽するということは管理行為と言えるのではないかと。あるいはBのように、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の吸収機能を確保する観点で実施される皆伐、再生林は管理行為と言えるのではないかと。この場合、皆伐で収入が発生しますが、それでも、全て再生林、保育に充当されるということを前提として、こういったことも言えるのではないかと。あるいはCのように、木材の販売を伴う間伐であっても、収入から経費を差し引いて利益が出ないという場合ですとか、あるいは利益が出て継続した森林の管理に充当されるのだという限りにおいては、管理行為と言えるのではないかと。また最後、とはいっても、森林の健全な状態の維持、向上のために行われる伐採の程度を超えた作業ということについては管理行為の範囲を逸脱しているのではないかと。例えばということで列記をしています。このような整理をして、ガイドラインの中にも位置付けをしておくこと、より現場での運用がしやすいかなということで、今回、ご提示をしております。本資料の作成に当たりまして、事前に資料を、品川委員からご提供いただきました。どうもありがとうございます。品川委員から、ちょっと一言コメントいただけますとありがたいです。

品川委員

この1、2、3、4ページのところについては、私は、こう考えるというところになっておりますので、いろいろなお意見があると思いますし、また野村委員以外の委員におかれても、法律は難しいんだね、皆さんで議論してもらえばそれでいいですとか、そういうことではなくて、ここのところがもやっとしたまま、また分からないところがあるとか、そういったところがあれば、ご質問、活発に頂いて、深く正確に理解していただいた上で、最後の5ページの議論のところに進めたらいいなと思っています。先に申し上げておきますと、5ページの2の②なんですけれど、私は、伐採して、伐採まではOKということになるのであれば、伐採した木材の販売を伴う場合も特に販売して構わないと、管理行為の延長上で販売して構わないと考えております。一応、ここの部分だけコメント申し上げます。

中山課長補佐

ありがとうございます。我々も、販売は処分に該当するというのが、どこまで抜けるのかなというのはよく分からなくて、セーフティーな感じで入れてみたんですが、ありがとうございます。野村委員、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

野村委員

品川委員、どうもありがとうございました。いろいろ勉強になりました。違和感はあるまいというか、まさにこの立木というのですかね。木一本に着目

するのではなくて、やはり森林に着目するという観点。そして森林というのは、時に伐採したり、販売という行為を伴うことも含めて、伐採して植え直すということが、それが本来のあるべき姿であって、処分ではなくて維持、管理としてやる。それがサイクルであるという観点は、十分、多数の方にも理解がいただける考えなのではないかなと私も思っております。その上で、こういう内容を正面から議論していることってあまりないかもしれないので、かなり賛同を得られるのではないかと思いつつ、より広く意見を聞いてみたいようには思います。こうした内容に関心のある学者の方の話とか、何か裏付けが取れるとよりいいのかなと感じました。そこまでしなくても当委員会の考え方というようなことで、まず打ち出してみるというのも全然ありなのかなとは思いました。結論としてはかなり、細部は別として、おおむねの考え方については理解を得られるのではないかなと思っていました。

ちなみに日弁連の所有者不明土地のワーキンググループで、私、12月だったかな、この委員会の委員としての活動について少しご紹介を申し上げたのです。そのときにもこの話、たまたま私も感心がある部分でお話をしたところ、他の弁護士らも、それを処分と言ってしまったら、やはりそれはちょっと実態に即しないですよという反応でしたので、基本的にはそんなに拒絶反応はなかったというところでした。

あと、もう一度詳しく考えてみたいとは思いますが、最後の⑤のところですけど、私は全体として言うと、木材の販売というのも不自然でない部分については、別に管理の中で販売が入ってくることは問題ないと思っています。基本的にはそういう考えです。

あと、その③ですが、具体例の中で生物多様性保全とか二酸化炭素、地球温暖化というところは、個々の事案について、そこを出すというのはちょっと何となく違和感があります。これらを挙げるなら、あらゆる案件で挙げられてしまうように思われますので。総論で、まさに公益的機能みたいな話の根拠として書くのはいいと思うのですが、この林は地球温暖化の防止のために伐採をしましたというのは、違和感があります。そういうことにもつながっていることはそのとおりだと思いつつ、具体例として出すと突っ込みを受けるのではなからうかという印象は受けたところではありました。むしろ、その総論として、本来こういうこともあるから積極的に管理していくことは公益に資するのだという、個別事案というより、むしろこの取組のバックグラウンドとして大いに強調していただけたらいいのかなと私は思いました。ひとまず以上です。

中山課長補佐 ありがとうございます。やや、このスケール感がちょっと合わないような感じですかね。

野村委員 本当は、やっぱりそういう一つひとつの取組が大事なのですよと言われれば、そうかなという気もします。すみません、これは個人的感想でしたので、皆さん

のご意見をまた追ってお伺いしたいと思います。

中山課長補佐 その他の委員の皆様、何かご疑問点とか賛同する部分がありましたらコメントいただけるとありがたいなと思います。

片山委員 素晴らしいなというか、まさしくこれを待っていたんだという感じですね。特に、この①番のところの管理行為というところを、今のその森林を立木1本で見るとか、全体として、森として見るのかという、その辺で考え方をちゃんと整理をされて、何ていうかな、そこで行われる部分の、例えば利用間伐であったりとか、もしくは皆伐も含めてなんでしょうけれども、管理行為として認めることができれば、ここに書いてあるように半分の同意で、その辺が可能ですよという、そういう判断でよろしいのでしょうか。まさしく今、そういう事案にぶつかっております、そういう判断ができるのかなというところ、本当に気になるというか、お教えいただきたいなと思いました。

中山課長補佐 品川委員、よろしいですか。

品川委員 そんなような判断です。

片山委員 ますますやる気が出てきたなっていうか、元気が出てきそうです。ありがとうございます。

品川委員 それで、先ほど野村委員がおっしゃられたとおり、ちょっと日本語が思い浮かばないのですが、今までの従来の定着した処分概念からは、やはりちょっと違う方向で森林についてはアプローチしたいということですので、何らかの裏書きといたしますか、エンドースメントっていうか、何らかのことがあるとありがたいと思うんですね。例えば学者さんからのご意見をいただくとか、シンポジウムで、合意で終わるとか、そういう形があるといいかなと思うんです。ただ、あえてここで、この委員会としてそういうことはしないで、そのままこれで進めていこうというのも、一つの戦略としてありかと思っておりますので、検討いただきたいと思っています。

中山課長補佐 ありがとうございます。そこはまさに我々で、ちょっと考えをいたしまして、またご相談をさせていただきたい部分かなと思って聞いておりました。どうもありがとうございます。

植木委員長 質問よろしいですか。

中山課長補佐 お願いします。

植木委員長

品川委員、どうもありがとうございます。ずっと気になっていた概念、これを整理していただいて非常によく分かりました。なるほどな、というところで理解しております。ただ、理解できないところが多少ありますので教えてください。

1 ページ目の民法上の概念整理の中で、処分行為、変更行為の処分とあるのですが、この具体例がそこに書いてあって、物全部の処分と取り消し、解除等というふうにあるのですが、単純に読めば、皆伐作業の主伐はこれには当たらないのですか。どうなのですかね。よく分からなのですが。これを先ほどの事例でいくと、これは処分には当たらないという話ですが、最初にこの概念整理でみるならば、皆伐作業の主伐は処分なのかというふうに理解しておりました。その後、いや、そうでもないんですよという話があったものですから、どういった場合に皆伐作業の主伐が処分として判断され、どういった場合はそうではないのかということをお教えしてもらえませんか。

品川委員

立木を1本として見たときには処分だけれども、森林として見たときには立木を伐採することも処分には当たらないという、こういう二つの解釈を取るということなのです。例えば田んぼをつくる、苗を一握り取ることは、処分ではなくて、でも田んぼを畑にすることは処分である。結局、法律というのは、やはり合理性を目指していきますので、対象物や対象事項について、それぞれ合意的な意味、解釈がされてきているわけです。だから我々は苗の一握り切ることが処分だとも思わないし、だけれども土地の形状、全体変更、田を畑にすることは、これは処分だねという、この解釈を自然にやるわけですし、また裁判例もたくさんあるのですが、これがこと森林の場合になると、そもそも議論されたことがない、裁判例もない、もう法律家なんてほとんど森林のこと何も分かっていないものですから。あえて立木1本に着目すれば処分かもしれないけれども、森林施業については、立木の集団たる森林全体に視点を移せば、これは処分ではなくて管理であると。こういう解釈を出したいと考えます。これは、決してドラスティックな解釈ということではなくて、民法が根っこで、そういう発想を持っていたのではないかと、ただそれが、明治時代に民法ができてから、この100年以上たった間に、こういう条文があるということを忘れ去ってしまっている、それが民法602条で、森林の植栽や伐採というのが、そもそも管理行為であるとして民法の中に条文としてあるではないか。ここに着目すべきではないかと。令和3年度の民法改正でだって、やはり立法者たちは何となく自分たちの中で分かっていた森林管理というもの、無理を求めない、合理的な解釈をするということに、栽植や伐採を目的とする行為について、管理行為として新たに規定を起こしているわけですから、立木1本って言うときと森林と言うときとで、解釈を分けていいのではないかと。同じ木を切るという行為だとしても、分けて解釈したらいいのではないかと。それをここで正々堂々と外に

対して、もうこれからはこういう解釈でいきますというふうに打ち出すことは可能でしょうかという、こういう提案をさせていただいているところです。

植木委員長 ありがとうございます。そういうふうに解釈するわけですね。そうした場合に、例えば5ページ目の2Dの事例なのですが、再造林を予定しない主伐など、収入に主眼が置かれている場合などは、場合によっては処分というような話になるかもしれないということですね。これは森林の場合でも同様であると。

中山課長補佐 その部分は、すいません、事務局の方から、ご提案として入れさせていただいている部分で、そう解釈できるというよりは、一つの例示として提案をしたという部分でございます。

植木委員長 なるほど、難しいですね。それで、例えば資料の1の、16ページの各論⑤で、市町村の考えの費用対効果のところ、基本的な健全性が確保できることを前提にするということになってはいますが、2のところ、事業者が対応できるような経済性を追求した内容とした場合、例えば皆伐を行うといった場合には、これは健全性が確保できることが前提と考えて、管理行為として許されるという判断なのですね。私なんて穿った見方してしまうのですが、健全性が確保できるかどうかというのは判断が難しく、むしろ事業者が経済性のみを追求するということはよくよくあって、むしろ建前としては健全性を前提とするのだけれども、経済性を結果的には追求するというようなこともよくあることで、そういった場合には、どう理解したらいいのでしょうか。

中山課長補佐 その記述と資料3との関係を厳密に突合させているわけではないのですが、例えば経済性を追求ということなのですが、あるいは、例えば切ったけど、ちゃんと植えて、また森林を森林として管理をしていくという限りにおいては、その場合によっては一つ管理行為というふうにみなす解釈もできるのではないかなというような意味合いで捉えておまして、そういった場合に、ただ、じゃあ切ったけど植えないみたいなところは、それはもうさすがに違うよねということで、この資料の3の最後などは、ちょっとそれをイメージして書いているというようなものであります。

植木委員長 そういった理解でいいと思うのですが、例えば事例を説明してもらうと、よくよく理解できたものですから、ちょっと事例のことでお聞きするのですが、例えば事例のAですね。生物多様性保全の観点から、伐採した後に広葉樹を誘導するといった場合に、もしこの伐採が、どういう伐採かによって変わるのかなと。さらに、猛禽類の餌を確保するために、その森林を皆伐してしまい、そこを原っぱにしてしまうといった場合については皆伐して、その後、植えないというような状況があり得るわけです。ただし、この場合は生物多様性の保全と

いう観点だから問題ないという判断でよろしいですか。

中山課長補佐　　この例でいくと、そういった場合に、その後しっかりまた森林として保っていく行為をやるかどうかというのが一つポイントなのかなとは思っています。例えば原っぱとして維持していくのであれば、それはもう森林じゃなくすることではないかと思しますので、ちょっとここで想定しているのは、そういうものではないイメージで書いています。

植木委員長　　分かりました。何となく、少しずつ理解できました。ありがとうございます。

中山課長補佐　　例示を何かないかなと思っていろいろ書いてみたのですが、粗くて申し訳ないなと思っております。野村委員よろしくお願いします。

野村委員　　ちょっと前の議論ですけども、植木委員長からのご質問に対して、木が1本の場合と森林としての場合というお話がありましたけれども。植木委員長のご質問の中には、さらに間伐の場合と皆伐、主伐の場合とでどうなのだろうというご質問もあったのかなと思います。やっぱり段階的な話なので、間伐よりは皆伐の方が確かに処分性というか、そこの判断が少し難しくなる点というのはあるのかなというところはありまして、それは事実として、そうではないかと思えます。他方で、そのときも、その皆伐というのが、ある範囲での皆伐はある、その当該土地上の木としては、ある一筆の土地の上の木としては皆伐である。そうではあるけれども、森林の維持管理という意味で、その範囲を含む地域全体、森林全体の中では、サイクルの中の一つとして見ることができると。単体の土地としても見ることはできるけれども、もっと広い視点を持って、その山林の維持管理という、地域の、広い視点で見れば、やはり皆伐であっても、そういう観点が持ち込めるというようなこともあるのかなと思いつつ拝聴していました。民法の考えは筆単位なのかもしれないですが、いま申し上げたことも要素としては考慮し得るのではないかなと思います。短期的に見れば全部伐採という行為であっても、森林というのは短期で見るものではなくて長期で、サイクルで管理していくものだから、それは一時的な事象であって、全体としては管理なのだというような考え方は十分できるのかなと思って聞いていました。以上です。

植木委員長　　どうもありがとうございます、野村委員。基本的に、そういう考え方でもともと私も理解しておりましたけれども、個別的な話になると、これはどうなのだろう、あれはどうなのだろうということがあったものですから質問しました。理解が進みました。どうもありがとうございました。

中山課長補佐　　ありがとうございます。本当に、いろいろと難しい論点に、今回、品川委員、整

理いただきまして、本当にありがとうございました。また野村委員、植木委員長、また皆様のコメントを寄せていただきまして、どうもありがとうございました。我々もこれから取り組んでいくに当たって、一つ、非常に整理ができたなど思っておりまして、これをまた次に、つなげていきたいなと思います。これについては、ここで決するというよりは、また継続してご意見をいただきながら、どうオーソライズしていくかということも含めて、考えていきたいなと思います。どうもありがとうございます。さらに何か、この件で追加コメント、もしございましたら手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、この資料3については、ここで切らせていただきたいと思います。

【3. ガイドラインの骨子案について】

＜資料4 ガイドラインの骨子案について＞

中山課長補佐

それでは最後に資料4ということで、ガイドライン骨子案たたきということ、粗々ご用意をさせていただきました。このような構成で、これまで整理をさせていただいた部分を文章として落とし込んでいこうかなと考えております。はじめにというところから始まって、最初にガイドライン作成の趣旨、目的というところを、現状なども入れながら、整理を行い、2番目に、前提の話として、森林の有する多面的機能、あるいは森林整備の必要性というところを、これは令和2年度に整理をさせていただきました各種指標をあらためてここで整理をしたらいいかかなと思っております。それを踏まえ、3番以降がこれまでの議論を反映させていく部分です。まず、どういった目的、考えで活用するか、あるいはするべきでしょうかという点、各論②の関係でございます。次の4番として、どういう状態の森林を特例措置の対象とするかということで、各論①の関係を整理していきます。次に5番目として、所有者の判明状況に応じた対応方法。これ、ちょっと判明状況に応じた対応方法と書いておりますが、序盤、品川委員から持分についてのご意見もいただきましたので、ここは、表現はまた考えたいと思います。あと、探索についての基本的な流れですとか、持分の状況別の整理、不同意者がいた場合の対応など、こういったところを整理していつてはどうかと考えております。6番として、どういった内容の整備を行えばいいかということで各論④の関係を整理していきますというところ。7番で、知事の裁定における留意点を書いて、8番で、その他、法制度の活用ということで、民法改正ですとか財産管理制度の活用、管理概念の考え方もこういったところで位置付けをし、最後にケーススタディを、これまでの事例を参考にして整理をするというような構成を考えているところでございます。本来であれば、もう少し詳細のガイドラインの骨子という部分をご用意したかったのですが、目次的なもので申し訳ございませんけれども、こういった流れで整理をしていこうかなと考えているところでございます。これについて、コメントとかありましたらいただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。物を

見てみないと、ということはどうしてもあるかなと思いますので、またそれから議論をさせていただければなというところではございます。

それでは、いったんこういった構成によって文章化をまた進めていきたいなと思っております。以上で本日の、委員会の全議事を終了させていただければと思います。

【4. 今後の予定について】

中山課長補佐 最後に、この本検討会を取り巻く状況でございますが、本検討会というか所有者不明森林の関係でございますと、規制改革推進会議という場においても、この所有者不明森林の対応というのをもっとしっかり進めていくべきという指摘を昨年いただきまして、年末に同会議の中間取りまとめというのがあって、このガイドラインの策定をしっかり進めていくということが位置付けをされています。検討委員会の議論も重要性が増していくというところでございますので、また来年度も引き続き、皆様のご協力をいただきたいなというところでございます。

あと、これまでの議論については随時、林野庁ホームページに掲載をしているところでございます。一方、そういった会議でも対策を早急に進めていくべきというようなご指摘もございまして、これまでの議論については、また整理をして県と市町村にも周知をしていきたいなと思っております。その形はどういうものにするかというのは、また今、検討しているところなのですが、また皆様に一度、お目通しをお願いする場面もあるかなと思いますので、申し訳ございませんけれども、引き続きご協力をいただければなと思っております。

というわけで、以上、本日の全議事の終了というところでございます。ここで、課長の箕輪から一言申し上げさせていただければと思います。

箕輪課長 森林利用課長の箕輪でございます。本日はありがとうございます。所有者不明森林については、本当に難しい問題ではありますが、多方面からいろんな意見をいただきまして、私も勉強になるというか、大変参考になるご意見をいつもいただいております。先ほど中山からありましたように、来年度はこれを踏まえガイドラインの具体の中身について引き続き検討していきたいと思っております。それを待たずして、私ども事務局で順次取りまとめをしていきたいと思っておりますので、それについて、委員の皆様からまたご意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。最後、今回はオンラインになってしまいましたけど、また現地で皆さんとお会いしてお話ができることを楽しみにしていますし、コロナが1日も早く収束すること、皆様が健康でお過ごしいただけることを願っております。以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本年度もありがとうございます。以上でございます。

中山課長補佐 ありがとうございます。では植木委員長からも最後、一言いいですか。

植木委員長 1年間ありがとうございました。この間、議論して、なかなか森林経営管理制度の中身について、私自身は理解するのがやっとというところで、特に法的な問題っていうのは大変難しいなと感じているところでございます。山の作業というのは、やはり現場でみなければなかなか分からないということになってくると、現場の人たちの山に対する知識と技術を持っていることを前提として、その総合判断というものが大変重要になってくるわけです。そうすると、公益的機能を高めていくといった場合には、それなりの作業法があって、それを現場の人たちがある程度理解でき、さらには勉強会を含めながら実力を付けていくということがなければ、適切な森林整備はできないのかなと感じたところです。そういう意味では市町村の方々は日頃勉強されているかと思うのですが、全国的に見るならば、市町村の制度からしてもスペシャリストがなかなかいないという中において、どうやってこの森林を扱うかといった場合に、とまどいが生じるかと思います。そこのところを少しでも解決できるような方向に、このガイドラインが役立つことを願っております。また引き続き来年度もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

中山課長補佐 どうもありがとうございました。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございます。また伊賀原主任、原田課長補佐、安保主査におかれましては、お忙しいところご参加いただきまして、どうもありがとうございます。引き続き、またよろしく願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは皆様、本日はお疲れさまでございました。ありがとうございます。